【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】近畿財務局長【提出日】2024年6月27日

【会社名】ダイトーケミックス株式会社【英訳名】Daito Chemix Corporation

【代表者の役職氏名】代表取締役 執行役員社長 住友朱之助【本店の所在の場所】大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

【電話番号】 06 (6911) 9310 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 岩﨑 正

【最寄りの連絡場所】 大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

【電話番号】 06 (6911) 9310 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 岩﨑 正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月25日開催の当社第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 2024年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

配当総額53,677,230円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、 取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバ ナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したく、監査等 委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定 の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、規定の新設を行う。

取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の変更を行う。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、住友朱之助、南修一、坂本雄輝、中村あつ子の4名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、島巻利治、村上純二、安部将規の3名を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額1億50百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内)とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案				(注) 1	
剰余金の処分の件	79,252	643	-	(注)1	可決 97.43
第2号議案				(注)2	
定款一部変更の件	79,224	668	-	(注)2	可決 97.40
第3号議案					
取締役(監査等委員である取締役を					
除く。)4名選任の件					
住友 朱之助	74,138	5,754	-	(注)3	可決 91.15
南修一	74,168	5,724	-		可決 91.19
坂本 雄輝	79,000	892	-		可決 97.13
中村 あつ子	74,184	5,708	-		可決 91.21
第4号議案					
監査等委員である取締役3名選任の					
件				() 	
島巻 利治	79,028	864	-	(注)3	可決 97.16
村上純二	79,025	867	-		可決 97.16
安部 将規	79,052	840	-		可決 97.19
第5号議案					
取締役(監査等委員である取締役を				(注)1	
除く。)の報酬等の額決定の件	78,754	1,138	-		可決 96.82
第6号議案					
監査等委員である取締役の報酬等の				(注)1	
額決定の件	78,882	1,010			可決 96.98

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上